(議長)

日程第13、議案第7号から日程第39、議案第33号まで、平成30年度江差町各会計予算並びに関連議案について、これを一括議題と致します。

一括して、提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

ただいま一括上程議案となりました、議案第7号、平成30年度江差町一般会計予算及び議案第8号から第14号までの7特別会計予算、議案第15号の平成30年度江差町水道事業会計予算並びに議案第16号から第33号までの計18議案について、でございます。

平成30年度予算編成につきましては、町政執行方針でも述べましたとおり、町長改選期にあたることから骨格予算としながらも、地方創生の確実な推進や町民が元気で安心して暮らせるまちづくりを最優先とし、緊急度・優先度等を勘案し、予算編成を行ったところでございます。

この結果、平成30年度の予算は、一般会計で54億527万2千円、特別会計総額で23億7,462万7千円、水道事業会計では7億4,322万8千円となったところでございます。

各会計予算案及び関連議案の具体的内容につきましては、各担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

只今提案理由の説明がありました、平成30年度各会計予算並びに関連議案について、 各所管の単位で補足説明を求め、質疑を受けたいと、ことと致します。

(議長)

説明員入れ替えのため、暫時休憩致します。

(暫時休憩)

(議長)

休憩前に引き続き、会議を開会致します。

日程第13、議案第7号から日程第39、議案第33号、平成29年度(正:平成30年度)江差町各会計予算並びに関連議案中、議会事務局・総務課・選挙管理委員会、関連議案中、議会事務局・総務課、選挙管理委員会事務局・監査委員事務局の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「財政課長」。

「財政課長」 (補足説明)

それでは、私の方から議会費の方を説明させて頂きたいと思います。

説明は、江差町各会計予算資料、こちらの、8頁以降、一般会計事務事業一覧というの がございますが、そちらの方を中心に説明させて頂きたいと思いますので、宜しくお願い 致します。

それでは、議会費でございますが、予算資料8頁の番号1番から5番まで、議員報酬等から職員人件費(議会分)までとなってございます。議会費の内容と致しましては、議員報酬、事務局職員の人件費或いは議会運営、議員活動に係る経費と事務局に係る経費となっているものでございます。

主な増減の内訳でございますが、昨年度は北前船フォーラム参加などがあったことから、 旅費が昨年度より60万円程減となったほか、共済組合の負担金の率が変わりましたので 40万円程減となってございます。また、議場システムの保守を行うことから20万円程 度増額しておりますが、それ以外については大きく変わったこと、ところはございません ので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、次に、「総務課長」。

「**総務課長**」(補足説明)

それでは、総務課所管の予算につきまして、説明をさせて頂きます。

始めに、歳出になります。科目ごとに説明する前に、一般会計全体の人件費について、でございますが、予算書の134頁、給与費明細書をご覧頂きたいという風に思います。中段の一般職でございますが、職員数94人の給与、給料・手当・共済費の合計と致しまして6億8,767万8千円を計上させて頂きました。前年対比では358万6千円の減額となったところでございます。職員数で4人が減となっているところでございますが、これにつきましては、予算上におきまして、介護会計への移動、さらには29年度で予算編成がまとまった後の中途退職等々に加えまして、今年度再任用職員の退職、これらを含めて6人が減となったと。一方で、30年度で2人を採用するということから、総体で4人が減となるものでございます。以下、各科目での人件費説明は割愛をさせて頂きたいと思います。

それでは、科目ごとの説明に移らせて頂きます。内容につきましては、個別事業ごとに 予算資料で新規事業と大幅に増額となった点に特化して説明させて頂きます。

始めに、一般会計でございます。予算資料では8頁、8頁の6番から14番が対応する 事業ですが、12番の積立金、基金積立は財政課所管となっているものでございます。

一般管理費での新規事業と致しましては、10番、役場庁舎コンピューター室エアコン 改修の83万2千円です。別冊の資料ナンバー2でも提出させて頂いておりますが、塩害 によって腐食劣化、腐食劣化し作動停止するおそれがあることから、ネットワーク機器や サーバー等の基幹コンピューターの故障を、故障防止のために改修工事を行うものでござ います。

また、11番目の行政情報化・電子自治体の予算化が、予算額が1,579万4千円と 大きくなっておりますけれども、これにつきましては昨年の4つの事務事業を統合し一本 化したことによるもので、事業に係る保守でありますとか、賃借料等が発生している以外 に大きな変化はございません。

次に、文書広報費です。予算資料では16番、町例規管理のみでございます。例規システムのデータ更新委託と使用料、それと追録の作成と加除でありまして、例年と変わりはございません。

次に、交通安全対策費です。事業と致しましては、予算資料の9頁の48番、49番の2つの事業で、4期40日の交通安全運動、それと交通安全指導員・専任指導員、専任女性指導員の配置等々で、大きく変わっているところはございません。

次に、住民運動対策費でございます。資料、予算資料では50番、51番、53番が対応する事業となっておりまして、ここでの新規事業と致しましては、50番、大澗テレビ共同受信施設改修の80万です。別冊の資料ナンバー5でも提出しておりますけれども、老朽化が進んでいる共同受信施設の幹線ケーブルを所有するNHKが、昨年の田沢地区同様に大澗地区でも光ケーブル化することから改修を行うこととなりましたけれども、共同受信施設組合としてもマスト・アンテナの取替ですとか、光受信機の設置の負担が発生することから、事業費の160万、これの2分の1を補助すると、内容のものでございます。

次に、公平委員会費です。昨年同様の共同設置している管内公平委員会負担金であります。予算資料では54番、54番となります。

次に、諸費です。資料、予算資料の55番から58番が対応する事業となっておりまして、ここでの新規事業と致しましては、55番、石川県珠洲市交流事業の200万でございます。別冊の資料ナンバー6でも提出させて頂いておりますが、石川県珠洲市と友好都市盟約を締結して20周年を迎えるということから、この記念式典と江差町能登会からの事業継承した「次世代交流事業」のほかに、物産交流でありますとか日本遺産交流等々につきましても、今後具体化をして参りたいという風に考えております。

次に、選挙管理委員会費です。予算資料では10頁になります。10頁の73番、74 番が対応するものでございまして、例年同様の選挙管理委員会に係る経費であります。加 えまして、今年8月7日に任期満了となります江差町長選挙として、75番で計上させて 頂いております。

次に、保健衛生総務費です。対応する事業と致しましては、予算資料の12頁になります。127番、上水道高料金対策としての繰出金と128番の南部桧山衛生処理組合への負担金、この2つにつきましては例年どおりの計上をさせて頂いたことに加えまして、29年度から7年間の事業として125番、厚沢部町簡易水道施設の更新に係る負担金を計上させて頂いております。新規事業と致しましては、126番、上水道安全対策事業出資の1,098万8千円でありまして、柳崎町から水堀町までの上水道管路耐震化事業に係る繰出基準に基づく出資ということになってございます。

次に、環境衛生費です。予算資料では13頁の154番から160番が対応する事業となっております。事業内容につきましては、昨年同様でございまして大きく変わった点はございません。

歳出の最後に、消防費です。予算資料では18頁になります。18頁の281番から288番が対応する事業となってございます。檜山広域行政組合の負担金として消防署と消防職員に係る281番常備消防費、消防団と消防団員に係る282番非常備消防費、そして消防施設費と致しましては計画的に行っている老朽消火栓の取替と各種修理修繕が主な内容となってございます。また、災害対策費では281番の全国瞬時警報システム(Jアラート)でございますが、新型受信機の整備が新規事業でございまして、31年度から現行受信機からの情報受信が出来なくなるために、30年度中に取替整備が必要となったものでございます。

続きまして、歳入でありますが、各種補助金、交付金、使用料、手数料等々におきまして、大きく変わった点はございませんので申し訳ありませんが、割愛をさせて頂きたいと思います。

以上で、予算関連の説明を終わります。

続きまして、条例の一部改正につきまして、説明を致します。

議案書3頁をご覧頂きたいという風に思っております。議案第1号の江差町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございます。資料では25頁、資料ナンバー21の新旧対照表となります。

この度の改正につきましては、時間外勤務の積算基礎額の改正でございます。地方公務員は労働基準法に、が適応されるということから、時間外勤務手当に関しても労働基準法に基づくものでございまして、これまで給料額が算出基礎となっておりましたけれども、この度の改正では給料額に寒冷地手当を加えた額を算出基礎とするため、条例第14条の勤務時間1時間当たりの給与額の算出について、改正をするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせて頂きます。

(議長)

はい、次に、「財政課長」。

「財政課長」

それでは、今度は監査委員費の方をご説明申し上げたいと思います。予算資料でございます。10頁、77番と78番、監査委員事務と職員人件費となります。

この科目におきましては、識見委員、それから議会選出委員の報酬の他、職員人件費・ 旅費など監査委員の活動に関する経費でございまして、例年と大きく増減しているところ はございませんので、以上となります。宜しくお願い致します。

(議長)

はい。以上で、補足説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。質疑希望。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

5点お聞きします。事前に一定程度伝えてありますので、簡潔に聞きます。

まず1点目、アスベスト対策。議員協議会、全員協議会で報告ありました。私もちょっとその時に聞こうかなと思ったのですが、別の案件もあって聞かなかったら新聞に出ました。道新に出ました。それで私も、改めてきちっと確認したいと思うのですが、江差としての結果的にこの対応、結果的に報道の内容について、適切な部分だったのかどうか、ちょっと確認したいのがあります。それから、このアスベストに関して、結果的に江差町の施設、基本的に全部調べたはずなのですが、19施設の可能性があったけども結果的には3施設という部分で、ちょっと確認したいのですが、江差町のあらゆる町営住宅だとかということも含めて、この結果が全部終わったのだという点で確認していいのかどうか。ちょっとそれを1つ。

2点目、空き家対策なのですが、昨年何回か色々ありました。特定空き家なども含めて、 今どう、結果的にどういう風に進んでいるのか。条例の具体的に、補助対象なども作って 補助で解体するとか、そういう動きなども含めて今どんな風に考えていらっしゃるのか。 お聞きしたい。 2点目。

それから3点目、ぬくもり温泉。これもこの間、出してきましたが、聞いたら、聞きましたら、一定程度補修しております。ただその補修というのは、どういう観点の補修なのか。応急処置、少なくともまだしばらく使えるように適切な補修を繰り返してくということなのか、改めて今のそのぬくもり保養センター、温泉のその補修の状況をお聞きしたい。それから4点目、急傾斜地といいますか、あの土砂災害対策等なのですが、2年前、3年前かな。私ここの一般質問でかなり詳しくやりました。で、結果だけお聞きします。現

在、未調査のところが何箇所あるのか。それから、調査が終わったけれども、未指定のと

ころが何箇所あるのか。その点に関しては、いつまで終わろうと、道との関係も含めてやられているのか、お聞きしたいと思います。

それから最後、町職員住宅です。これはですね、もしかしたら財政の方で、後で聞くかもしれませんが、その前段で町職員との関係で。町職員住宅に入っている町職員の皆さんから補修等の必要性というのでしょうか。ここ直してほしいとか、ここがまずいとかっていうのは、どういう風に調べているのか、調べていないのか。まず、総務課の方で、からまずお聞きしておきます。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

まず、1点目のアスベストでございます。実態調査の状況等々も含めまして、改めましてご報告させて頂きたいなという風に思います。実態調査の状況につきましては、各施設においてアスベストが含まれる設備があるのかどうなのかということを把握して、その設備にアスベストが含まれている状況であるならば、目視によって状況の調査を行うということを目的に実施をさせて頂きました。

全て、243、公共施設全部で243施設というところもございまして、その施設について、まずは建築年が平成18年以前であるのか、それとアスベストの可能性がある9つの設備を指定しましてですね、その設備を有しているのか。さらには設計図書の存在とアスベスト含有建材等がそれで確認できるのかというところについての調査でございまして、これらについて含有の確認ができない施設もございましたけれども、これらにつきましてもアスベスト含有とみなして目視によって状況を確認してきたところでございます。

また、各種調査報告につきましては、飛散する状況ではなくて安定しているという報告もありましたことから、ある意味安心感を持ってしまったことにつきましては否めないところでございますが、スピード感を持って行うべきであったという風に反省をしているところでございます。

それとアスベストの施設でございます。報道の中では19という施設数でございましたけれども、実は申し訳ありません。この中にはですね、既に調査を終えていた学校も含めれていたということから、14の施設というのが現状でございます。その中で今回老人福祉センターにつきましては含有していない。それから防災備蓄センターと水堀コミュセンにつきましては囲い込みの処置を行ったというところで現在は11施設という風になります。

次に、空き家の対策の進捗状況でございます。庁舎内の検討委員会の作業部会で特定空き家の選定作業を行っているところでございます。この間、空き家総数429件の所有者を確定させて参りました。さらに、特定空き家候補、これを49件に絞り込みまして、こ

のうち、特に危険と思われる家屋 21 軒をピックアップして、特定空き家の判断、特定空き家の判断手引き、これによって年内で一応調査を 21 件につきましては終えているという状況でございます。残りの 28 件につきましても 3 月中に終えることとしているところでございます。最終的な特定空き家の件数につきましては、この 21 件となるのか、残る調査でプラス α となるのか、3 月中には判断を出して、していきたいなという風に思っているところです。

また、空き家の助成の関係でございますけれども、これにつきましては老朽危険空き家を解消して、町民の安全・安心を確保するという公益性重視の観点からと、さらには周辺の環境整備にも繋げていくということが目的としているものでございます。事務レベルでは制度設計を構築致しまして予算化に努めていきたいという風に考えているところでございます。ただ、解体助成制度を構築する上で、特定空き家総数が基準であるべきと考えておりますことから、特定空き家の最終判定を3月としたところもございまして当初予算での要求までには至らなかったという現状となってございます。

次が、ぬくもり保養センターの関係でございます。ぬくもり保養センターの関係につきましては議員おっしゃるように修繕を繰り返してございます。床の関係ですとか、やっているところでございますけれども、これにつきましては老朽施設の維持管理という観点で、実は財政課、まちづくり推進課、そして老朽施設所管課、この3課によりましてですね、継続的に協議を図っているところでございます。開設する以上につきましてはですね、利用してくださる皆様に不便、それからご迷惑をかからないように心がけてございますけれども、今後におきましても適切な管理をして参りたいという風に考えております。

次は、急傾斜地の基礎調査の関係です。町内での土砂災害危険個所は128箇所ございます。基礎調査を終えている箇所につきましては、今年度末で99箇所が基礎調査を終えるということでございまして、残る29箇所につきましては当初の計画どおりに平成31年度までに終えることとなるようでございます。現状では、区域指定は24箇所にすぎませんけれども、先般2月14日に鰔川・朝日地区を対象に土砂災害警戒区域の指定に伴う住民説明会を行ったところでございます。この鰔川・朝日地区の土砂災害危険箇所、今回は18箇所ございましたけれども、これにつきましては3月の、今年3月の末を、の指定に向けて今進められているところでございます。

「小野寺議員」

結果的に未指定は。結果的に未指定。

「総務課長」

はい。120ごめんなさい。128から24を差し引きますので、現実的には今104 箇所。それと今回18箇所を指定に向けて3月末までに、指定に向けて今進められている という状況になります。 最後に、職員住宅の関係でございます。職員住宅に関しましての総務課としての業務につきましては、入居に関しまして、福利厚生委員会をもって決定することがメインでございます。その場において、福利厚生委員会の中で意見として職員住宅の在り方等についてはですね、全体的なもので個々の状況を吸い上げる場ではないものという風に思ってございます。言っていいのかな。これにつきましては財政課の方にも、当然のことながら報告はさせて頂いている状況にございます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、財政課長は。

「小野寺議員」

それは財政課の問題で。財政課。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。今の点は財政課のところでお聞きします。それで2つくらいかな。

まず、アスベスト。ごめんなさい。あの、アスベスト、いいです。ごめんなさいね。結果的に悲惨のおそれはないけれども、11施設は含有している、建材など使っているという意味でいいのですね。いいですね。それでこの間の、この2年くらい。年明けたから、そうですね。函館、札幌、道内でいうと、色々問題ありました。問題は、国で色々なガイドラインだとか出していて、必ずしも何て言うのですか。義務付けとかないのですけれども。例えば、その飛散性の問題なども含めてですね、課長ご存知かと思いますが、レベル1だとかレベル2だとかやって、色々その調査方法も含めてですね、危険な段階。ですから、飛散の危険性がないと言っていても色々な状況で、実は飛散しかかっていたとか、飛散していたとか。で、それを見過ごしていたとかっていうのがこの間、札幌、函館等々でおきましたけど。江差町はそういう点について、引き続きどういうような、国のガイドライン等で、ですね。例えば、地域防災計画に折り込んで対策を取るとかっていうのもありますよね。江差でやっているか分かりませんが。どんな風に引き続き、そういう飛散の可能性なども含めた調査をやろうとしているのか、やっているのか。ちょっとお聞きしたい。これがアスベスト。

それから、ぬくもり温泉。結果的に今答弁では、老朽施設としての対応、ですから分か

りやすくいうと、当座というか危険対策というか。そもそも、何度も言いますが、先程の 急傾斜地との問題と連動するし、若しくは地域でいいますと保育所の問題と連動するので、 総務課だけの答弁ということになんないのかもしれませんが、どうするのか。だからこれ 財政の方の問題になるのかもしれませんし、もっと大きな問題になるのかもしれませんが、 ぬくもり温泉だけを視点にあてたとしても大変な問題ですね。この間何回かやり取りして いますが、今どういう状況、どういう対応、総務では対応できない。ちょっと教えて頂き たい。

それから、急傾斜地。何と評価していいのか分かりませんが、未調査の部分は道がたぶん粛々とやると思うのですよね。振興局かな。かもしれません。ですから、それはそれできちっとやってもらうとして。調査が終わったけれども、まだレッド・イエローの未指定の部分。これはちょっとよく分かりませんが、檜山振興局で考えた場合には、江差だけでなくて檜山振興局管内の状況も見ながら、レッドだイエローだっていうこときっとやり取りしているのかもしれませんけれども。江差町は未指定、調査終わったけどまだ未指定のとこまだたくさんありますね。ここについてどういう風に対応しているのでしょうか。ここはもっと急いで指定してほしいというような対応なのか。若しくは、まだ道の方で心配ないと、まだちょっと優劣があるから、もうちょっと後ということになっているのか分かりません。どういう風にその危険度、調査終わったところ、レッド・イエローにまだ指定されていないところは、どんな風に見ているのか、ということを教えて頂きたい。

それから併せて、これは防災計画、この年度できっと出来るのですね。新しいというか、 見直しした地域防災計画。それには、これが折り込んでいると思うのですが、これと併せ て、町民との関係では急傾斜地の危険地域が知りたいだとか、もっと言うと津波の問題だ とかっていうのは、どういう風に町民に知らせるというか、特に、その海岸線だとか、急 傾斜地などのある地域の町内会館できちっとお知らせするとか、どういうような対応にな ろうとしているのか、考えているのか、教えて頂きたいと思います。

(議長)

はい、誰。総務課長。はい、「総務課長」。

「総務課長」

まずは、あのアスベストについて、でございますけれども、今後の対応ということでの答弁になろうかという風には思いますけれども、現状で安定している設備につきましては、道の点検マニュアルを準用させて頂きながら、劣化や損傷の有無については、年1回目視によって点検を行うということを基本としてございます。劣化や損傷が発見された場合につきましてはですね、即除去でありますとか、封じ込め、囲い込みによって、確実に飛散防止を図って参りたいという風に思っております。

ぬくもり温泉の今後、今後と言いますか、危険区域に指定されている区域内での、ということでございますけれども、現状におきましては、先程の3課でのということ、3課でのその管理、維持管理の関係につきまして、議論をしているということを答弁させてもらいましたけれども、その陰には廃止等々も含めましてですね、議論をしているところでございますけれども、廃止がメインではございません。今後につきましてもですね、ぬくもり保養センターにつきましては、継続の方向で担当課とすればもっていきたいなという風に思ってございます。ただ、危険区域にあるという点につきましては、認識はしておりますところでございますので、その辺につきましては、ご理解を頂ければなという風に思っております。

それと、急傾斜地につきましては、最終的な指定ということになりますと、住民への説明が必須という形になってきてございます。その開催にあたりましては、建設管理部の方と、どの地域をまずは説明会を開催するのかというところについて、協議をさせて頂きながらですね、町の方でその開催をしているという形になってございますので、今後につきましても、建設管理部の方と協議をさせて頂きながら開催をしていきたいという風に思っております。

それと防災、地域防災計画につきましては、議員おっしゃるようにこの3月中には製本がされて新たな地域防災計画が出来上がります。加えまして、住民への周知等々でございますけれども、防災ハザードマップ、これにつきましても同様に今作成中でございまして、これについても年度内に出来上がることになっております。出来上がりましたら町民への周知を図って参りたいという風に思っておりますし、遅くても4月の広報時には届けられるのかなという風には思っております。また、海岸線であります浸水域に入っている町内会に対しましては、津波浸水想定の説明をして回ってきました。その中で防災意識の向上を図ってきたところでございますけれども、同時に区域を拡大した浸水想定図、浸水想定図を集会所に掲げさせて頂いているところでございますので、ご理解頂ければと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

いいですか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

課長1つだけ。浸水想定区域、この、前のやり取りもいろいろありましたが、改めて道の、この長く時間かかっていた新しい浸水ですね。江差町役場はもう1回お聞きしますが浸水想定区域に入っている、いない。入っていますね。

「総務課長」

入っています。

「小野寺議員」

それで、これはちょっと大きな問題になりますけれども、国の方では例えば、例えばです。北海道でも、たくさん役場あってですね、建築年次でその古い建物ですと一定の耐震の前だと、新しい耐震基準前だと、新しい耐震になってから作ったということで区分けして、耐震基準に合ってない等々だったら場合によってはいろいろ浸水区域等、土砂災害区域等に入れば手当てしてどっか役場を、市役所を移転するというそんな論議ありましたが、たしかちょっと今年度、新年度国の中で、耐震が、新しい耐震後に作った市役所でも、役場でも、つまりここですね。でも浸水区域等に入っていた場合に移転すると交付税だと思いますがかなり付いて、そういうできると。そういっても単価などで色々問題があるのかもしれませんが、そういう動きなども含めて、すぐ直接その論議にはならんかもしれませんけれども、この役場、浸水想定区域に入るということ含めて、きちっとした対応、これから急いでやってかなきゃなんない。それバッと見たらびっくりしますよね。もちろんいろいろ町内会館等々も同じことですけれども、この役場という点について何か内部で論議していることがあれば教えて頂きたい。これからであればいいですので。

(議長

はい、「総務課長」。

「総務課長」

役場庁舎が浸水区域に入っているということでございますので、当然のことながら対策本部立ち上げるというところに関しましても、現在の庁舎ではできなくなっているということになります。そういう現状の中で移転先というところも含めまして現在では文化会館の小ホールを移転先という風なことで考えているところでございます。

「小野寺議員」

本部の話ですね。本部の話。対策本部の話ですね。私言ったのは移転の話。

「総務課長」

役場を今の、ここからまた別なところにという。

「小野寺議員」

そういうことも国では新たに対策としては取っています。今から。

「総務課長」

そういう形の中でちょっとその防災に関連して、新たなところに役場そのものの機能を 移すというところに関しましては、現在のところ議論はしていないところでございます。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

私から言うことではないかもしれないけども、今小野寺議員がさっきから質問していることは全て説明すれば分かることなのです。質問ではないのだよ。分からないから聞いている訳だから。やっぱり課長としても、事前に、議会始まる前にそういう質問があったならばよく膝交えて説明してやって欲しいんだ。そのこと、ただ皆で聞いているだけなのだもの。そういうことで。

次、「飯田議員」。

「飯田議員」

はい。選挙費の関係について1点ございます。

以前にもあの一般質問で投票率をいかにこう向上させるかという観点から、期日前、郵便投票についてこう質問させて頂きました。その後、選挙権、選挙年齢が引き下げられまして18歳ということでございます。ただ、全国的に問題になっている事例としまして、例えば大学だったり専門学校だったり、町を離れて、地元を離れて都市部に移っている方々が、実際には住民票はここ江差町にあって、札幌なり東京に出ていると、そういう事例が多少なりともあると思うのですね。それはやっぱり、まだ認識が無かったせいか、その現在地において投票が出来ないっていう、そういう事例が結構全国にある訳ですね。江差町として、選管として、その実態、また今後の選挙において、どのようにとらまえて、またそれらを防止するために啓蒙活動等含めて対応されて、対応しようとしているのか。その点について、伺います。

(議長)

誰だ。「総務課長」。

「総務課長」

江差から離れている方につきましては、特に学生さんが多くて、江差に住民票をおきな

がら都会に行っているという現状は現実的にあると思います。それにつきましては、不在 者投票という形の中で、選挙がある度に、広報等で知らせて頂いております。その結果、 事前に町の方からご本人というか、基本的にはご本人なのですけれども、そこから請求を 頂いて、町の方から事前にご本人の方に不在者投票の用紙を交付しているという現状は、 今までもさせて頂いているところでございますので、今年、今後につきましてもですね、 同様な形で進めさせて頂ければなという風に思っています。

(議長)

いいですか。はい、「飯田議員」。

「飯田議員」

その程度であればね、やっぱり私は効果が薄いと思うのですよ。例えば、広報で知らせたとか。やっぱり積極的にね、選管もやっぱり例えばですよ、高校なりに出向いてですね、そういう説明会を開く、具体的なやっぱり対応をしなければやっぱり、投票率というのは向上しないですよ。せっかくやっぱり選挙権が18歳まで引き下げられた訳ですから。その点はどうですか。もっと具体的に、積極的にやっぱり対応すべきだと思うのですが。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

投票率の向上につきましても、当然のことながら選挙管理委員会の業務の1つとしてございますので、選挙管理委員会の中で議論させて頂いて、18歳に、の投票、なんていうのでしょう。18歳の投票となった段階で、高校とそれから看護学校の方に出向いてのなんていうのでしょう。PR等はさせて頂いておりました。ただ、それは制度が改正される時点のことだけでしたので、その後のPR活動をしてございません。今後につきましても、選挙管理委員会を通しまして、積極的に出来るようなところについて、選挙管理委員会の中で、議論していきたいという風に思っておりますので、宜しくお願いします。

(議長)

いいですか。

「飯田議員」

はい。

(議長)

はい、「小林議員」。

「小林議員」

はい。この間のぬくもり温泉の件に、今後の件について、伺っていて疑問に思ったのですけれども、今年度の予算で、国家予算で、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業にユニバーサルデザイン化事業で新規で出来ているのですね。バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業などに交付税も充てられます。ぬくもり温泉該当しないでしょうかね。

(議長)

誰だ。財政課長。誰、総務課、財政課長。 「総務課長」。

「総務課長」

大変申し訳ございません。今のご質問に関しましては、現在ちょっと資料を持ってございませんので、即答出来る状況にはありませんけれども、財政の、財政の所管の中でご答弁申し上げたいという風に思っていますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、小林議員、そのようなことでお願いします。

「小林議員」

はい。

(議長)

はい。他に。財政課長、監査委員、監査、監査委員事務局の方は誰説明するのだ。これ。

「事務局長」

もう終わりました。

(議長)

終わったのかこれ。

質問はあとございません。

以上で、補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望もありませんか。他に。

(「なし」の声)

(議長)

はい。質疑希望ありませんので、議会事務局・総務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局所管の予算並びに関連議案について、の意見を終わります。

説明員入れ替えのため暫時休憩致します。

(暫時休憩)